

知的財産高等裁判所の10年間の歩みと今後の展望

- I はじめに
- II 知財高裁の10年間の事件処理の状況等
- III 大合議事件
- IV 知財高裁の審理方式の特徴
- V 国際交流と国際的な情報発信
- VI 今後の展望



知的財産高等裁判所長
設楽 隆一
Shitara, Ryuichi

I はじめに

知的財産高等裁判所（以下「知財高裁」という。）は、2005年4月1日に、知的財産高等裁判所設置法に基づいて設置されたため、2015年4月1日には、設立から10年が経過する。

同法は、我が国の経済社会において、知的財産の活用が進展するのに伴い、その保護に関して司法の果たすべき役割がより重要なものとなっているとの現状を踏まえて、知的財産に関する事件についての裁判のより一層の充実及び迅速化を図るため、知的財産に関する事件を専門的に取り扱う裁判所を設置し、裁判所の専門的処理体制を一層充実させ、整備することを目的としたものである。

もっとも、知財高裁の前身である東京高裁の知的財産権部の歴史は古く、1950年11月には知的財産関係事件の集中部として第5特別部が設立され、1958年3月には民事通常部の中に知的財産関係事件だけを扱う専門部が置かれ、その後専門部は4か部に増え、この専門部が知財高

裁に移行している。

現在、東京地裁には4か部、大阪地裁には2か部の知的財産関係事件の専門部が設けられており、2004年4月から特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作権についての著作者の権利に関する訴え（以下「特許権に関する訴え等」という。）について、東京地裁と大阪地裁に専属管轄が認められたため、両地裁の専門部が実質的に特許裁判所として機能している。そして、知財高裁は、特許権に関する訴え等の控訴事件について専属管轄を有しているため、これらの控訴事件をすべて取り扱っている。

また、知財高裁は、審決取消訴訟についても専属管轄を有している。

知財高裁は、高度の専門的技術を含む事件について、適正迅速な裁判を実現するために、現在のところ、16名の裁判官のほか、裁判に関する技術的事項を調査する、特許庁の審判官等や弁理士の経験を有する11名の裁判所調査官、及び技術的事項を説明するために、最先端の科学技術の研究に従事している大学教授や公的機関の研究者等からなる200名を超える専門委員（非

常勤)を擁している。

II 知財高裁の10年間の事件処理の状況等

1 知的財産権関係民事事件(控訴事件)

知財高裁における知的財産権関係民事事件(控訴事件)の新受件数、既済件数及び平均審理期間は、【図1】のとおりである。事件の種別としては、近年の概算によると、特許権及び実用新案権に関する事件が45%程度、著作権に関する事件及び不正競争防止法に関する事件がいずれも20%弱、商標権に関する事件が13%程度、意匠権に関する事件が3%程度、残りがその他の事件である。

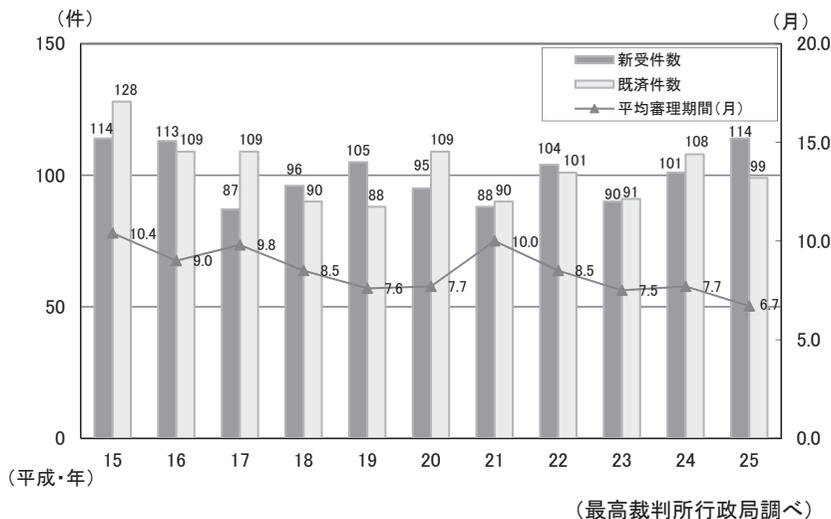
平均審理期間については、各事件の個別的事情による影響が大きいいため、審決取消訴訟と比較すると各年における変動が大きいが、知財高裁設立当初と比べ、審理の迅速化が図られていることがわかる。

2 審決取消訴訟

知財高裁における審決取消訴訟の新受件数、既済件数及び平均審理期間は、【図2】のとおりである。事件の種別としては、おおむね、特許権及び実用新案権に関する事件が75%程度、商標権に関する事件が20%程度、意匠権に関する事件が3%程度である。審理期間は、知財高裁設立前の12か月超から大幅に短縮され、おおむね8か月程度で推移している。

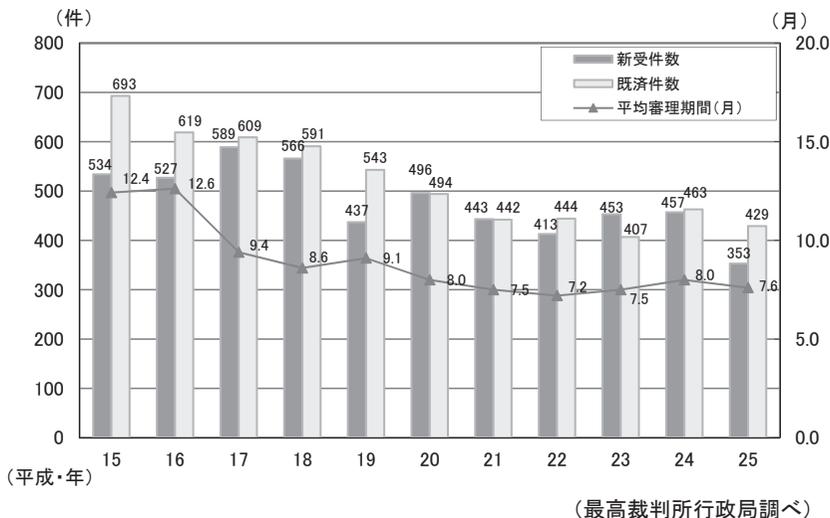
また、2003~2012年の特許庁の無効審判事件(特許・実用新案)の審決取消訴訟における審決取消率は、【図3】のとおりである。無効審決及び請求不成立審決のそれぞれに分けて見た場合、かつては無効審決の取消率が低く、請求不成立審決の取消率が高かったが、2008年以降は、いずれも取消率が30%程度で推移している¹⁾。

なお、平成15年特許法改正により一旦廃止された特許異議申立制度が、公衆審査による権利の早期安定化を目的に、平成26年特許法改正により改めて創設された。特許の安定性²⁾や知財高裁における事件動向などにどのような影響を

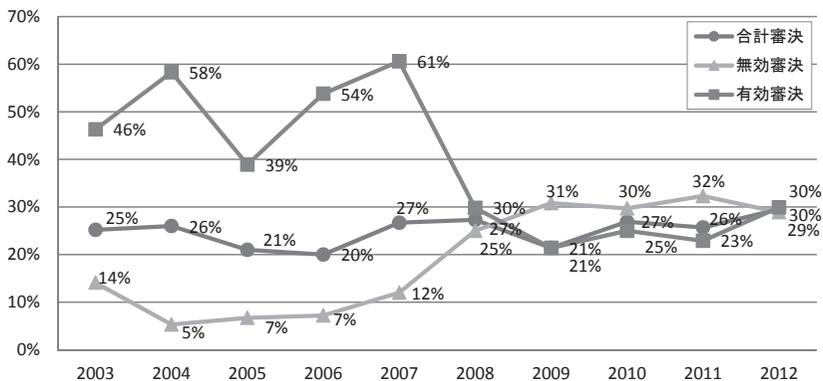


【図1】 知的財産権関係民事事件の新受・既済件数及び平均審理期間 (知財高裁控訴審、平成17年3月31日までは東京高裁)

1) 特許庁「平成25年度 審判の概要(制度・運用編)」18頁参照



【図2】 審決取消訴訟の新受・既済件数及び平均審理期間
(平成17年3月31日までは東京高裁)



【図3】 無効審判の審決取消率の推移 (特許・実用新案)

与えるかが注目される。

3 特許権者勝訴率について

ところで、日本の特許権侵害訴訟について

は、判決における特許権者勝訴率が20%程度であって低すぎる旨指摘されることがある。これは、知財高裁を含めた日本の知財訴訟システム全体を批評するものと思われるため、本稿にお

2) 特許の有効性については、平成16年特許法改正により、無効審判手続だけでなく、侵害訴訟においても争うことができる旨が明文化され、実際にも、特許権侵害訴訟の一定数において、無効とされるべき旨の判断がされてきた(ただし、当然ながら、無効審判手続においても、一定数の無効判断がされてきている。)。このことについて、様々な評価や議論がされているようであるが、少なくとも、無効論に関する結論やそれを集積した統計値のみから裁判所の判断傾向を論じることは表層的に過ぎ、特許権侵害訴訟及び無効審判手続のいずれであれ、権利行使段階で主張される無効論には、審査段階で示されていなかった公知文献に基づくものが多いことや、和解で終局した事件においては、基本的に特許は無効とされていないことなどの実態を踏まえた議論がされるべきであろう。

いても、この点に触れておきたい。

まず、訴訟で重要なのは、公平性や判断の質であり、一方当事者の勝訴又は敗訴はその結果である。特許権者勝訴率は、一方当事者から見た訴訟の結果のみを集計した統計数値にすぎず、司法制度の善し悪しの指標になるものではないことが確認されるべきであろう。そして、あえて特許権者勝訴率を考えるにしても、日本の特許権侵害訴訟は、侵害論の審理を尽くした後、裁判所が「判決の予告」とも言うべき心証開示をし、それに基づいた和解が多く成立する点に特色があるから、判決と和解とを合わせた統計をとらなければ、裁判所の判断及びそれに基づく紛争解決の実態は見えてこないものといえる。

この点につき、2011～2013年に東京地裁及び大阪地裁において、本案判決又は和解で終局した特許権・実用新案権侵害訴訟は計238件（差止請求権等不存在確認請求事件を含む。）である³⁾ところ、このうち和解で終局した94件を、一般的な請求の趣旨に対応する給付条項が和解調査上存在するか否かで分類すると、営業秘密を含むとして閲覧等制限決定がされていたため不明なものが10件あったが、①多くの特許権侵害訴訟における第一の目的ともいえる差止給付条項が存在するものが41件、②同条項は存在しないものの金銭給付条項が存在するものが29件⁴⁾、③その他が14件であった。そうすると、

②の29件のうち非侵害前提の金額合意がされたことがうかがわれる6件程度⁵⁾を除いたとしても、差止給付条項及び（又は）金銭給付条項によって権利が実現されたと考えられる和解は64～74件（閲覧等制限の10件の内容が不明であるため、64～74件とした。）、割合にして68～79%（1%未満四捨五入）となる。他方、本案判決で終局した144件のうち、権利者の求める請求の趣旨に対応する主文が得られたものは37件であった。

以上によれば、2011～2013年に判決又は和解で終局した計238件のうち101～111件、割合にして42～47%（1%未満四捨五入）において、訴訟を通じて権利の実現が図られたといえることになる⁶⁾。

III

大合議事件

知財高裁は、その設立以来、次のとおり、合計8件の大合議の判決等を言い渡している。その詳細は、誌面の関係から別の機会に譲ることとする⁷⁾。

- ①知財高判平17・9・30判時1904号47頁〔知財高裁平成17年（ネ）第10040号（一太郎事件）〕
- ②知財高判平17・11・11判時1911号48頁〔知財高裁平成17年（行ケ）第10042号（パラメータ特許事件）〕

3) 資料及びデータの収集には、最高裁事務総局行政局の協力を得た。

4) ②は、②-1特許期間が満了しているもの5件、②-2既に製造販売が中止されるなどの事情により、権利者において差止給付条項を求めなかったと考えられるもの8件、②-3特許権譲渡合意を含むもの1件、②-4有償ライセンス合意を含むもの（クロスライセンス合意や権利不行使条項と併せて金銭給付条項が存在する場合も含めた。）15件に細分類することができた。

5) 金額が比較的低額のものうち、記録上うかがわれる審理経過や被告製品の販売規模などから評価した。

6) 特許権侵害訴訟には、取下げで終了する事件も一定数あるが、その中には、ライセンスなど訴訟外での和解成立に伴うものが散見されるところである（中村恭・実本滋・松阿彌隆「知的財産高等裁判所、東京地方裁判所・大阪地方裁判所知的財産権部各部の事件概況」法曹時報2014年11月号95頁）。

7) 知財高裁ウェブサイトには、すべての大合議判決の全文及び要旨が掲載されるとともに、英語サイトでもその英訳も掲載している。なお、知財高裁ウェブサイトのURLは、以下のとおりである。

日本語サイト：<http://www.ip.courts.go.jp/index.html>

英語サイト：<http://www.ip.courts.go.jp/eng/index.html>

- ③知財高判平18・1・31判時1922号30頁〔知財高裁平成17年(ネ)第10021号(インクタンク消尽事件)〕
- ④知財高判平20・5・30判時2009号47頁〔知財高裁平成18年(行ケ)第10563号(ソルダーレジスト事件)〕
- ⑤知財高判平24・1・27判時2144号51頁〔知財高裁平成22年(ネ)第10043号(プロダクト・バイ・プロセス・クレーム事件)〕
- ⑥知財高判平25・2・1判時2179号36頁〔知財高裁平成24年(ネ)第10015号(ゴミ貯蔵器事件)〕
- ⑦知財高判平26・5・16判時2224号146頁〔知財高裁平成25年(ネ)第10043号等(アップル・サムスン事件)〕
- ⑧知財高判平26・5・30判時2232号3頁〔知財高裁平成25年(行ケ)第10195号等(ベバシズマブ延長登録事件)〕

IV

知財高裁の審理方式の特徴

知財高裁の審決取消訴訟における審理方式の特徴は、集中審理と当事者のプレゼンテーションの機会を設けている点である。すなわち、原則として2回の弁論準備期日を指定し、第1回は、裁判官と当事者双方が顔を合わせ、主要な争点の確認と第2回期日までの双方の準備書面の提出期限の確認や、第2回期日における技術説明会(当事者双方から技術説明のみならず、争点についてわかりやすい最終プレゼンテーションが行われ、裁判官、専門委員、調査官が必要に応じ質問をする手続である。その意味で、ネーミングとしては、技術説明会というより争点説明会と呼ぶ方が適切であろう。)開催の有無とプレゼンテーション用の書類の提出期限、並びに専門委員立会いの有無等を確認し、

第2回期日に、当事者双方が技術説明や争点についてのプレゼンテーションを行い、専門委員も必要に応じ同期日に立ち会うとの方式である。なお、この審理方式は、モデル例であり、裁判官によっては、第2回の弁論準備期日の後に、上記のような技術説明会のために、第3回の弁論準備期日を指定し、専門委員の立会いを求めることもある。

知財高裁の控訴事件の審理については、通常民事事件と同様に迅速な審理がなされている。もっとも、事案の内容が複雑困難であるときや、事案について見直しをする必要があるときなどには、必要に応じ、上記のような技術説明会を行うことがあるのが、その一つの特徴である。

このような審理方式は、知財高裁設立の2年ほど前から東京高裁知財部において始められたものであり、現在では実務として定着し、迅速で充実した審理に役立っているところである⁸⁾。

V

国際交流と国際的な情報発信

企業の経済活動がグローバル化するに伴い、知的財産権に関する紛争もグローバル化しており、同種の紛争が世界各国の裁判所に提起されることも珍しくはない。そのような状況の中で、知財高裁では、外国の法曹関係者との情報・意見交換を積極的に行うほか、日本の知財訴訟について、その情報を広く世界に発信するなどして国際交流に取り組んできた。具体的には、知財高裁の裁判官が国際会議に出席したり、欧米諸国のほか、中国、韓国、インド、インドネシア、ベトナム、ミャンマー等のアジアの国々からの法曹関係者の訪問を受けることも多く⁹⁾、これらの機会に、日本の知財訴訟につ

8) 知財高裁ウェブサイト中の「手続の案内」において、審理要領や書式を公開している(日本語サイト)。

いて情報の発信をし、意見交換により互いの理解を深めている¹⁰⁾。

最近のトピックスを一、二挙げると、2014年10月に開催されたIBA（国際法曹協会）の東京大会の折には、東京高裁の大会議室において、同協会の知的財産権とエンターテインメント法に関する委員会と訴訟委員会との共催のセッションが開催され、そのパネルに知財高裁の裁判官も参加して、FRAND宣言をした標準特許に関する大合議の判決（前記Ⅲ章⑦事件）を英語で紹介した上で意見交換をし、その際に世界各国からの参加者を対象とする法廷見学なども実施した。さらに、設立10周年を迎える2015年4月には、知財高裁設立10周年記念国際シンポジウム（特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの共催）が開催され、米・英・独・仏の4カ国から知財分野で著名な裁判官を招き、知財高裁の裁判官も交えて、共通の仮想事例について5カ国模擬裁判が実施される予定である。

なお、知財高裁ウェブサイトでは、一部のコンテンツについては、外国語（英語、フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語）による情報発信もしているが、判決については、重要な判決の要旨の英訳のみならず、特に重要な知財高裁の判決や最高裁判決の全文英訳も掲載している。

VI

今後の展望

経済のグローバル化に伴う知財紛争のグローバル化により、国際的なフォーラムショッピングの時代に入ってきている。国際的な経済活動をしている多国籍企業同士が知財紛争に突入した場合、どの国で裁判を起こすかの選択が重要

になってきており、適正迅速な裁判がなされているかどうか、その選択の指標になることは自明であろう。2014年8月に米国外での全世界におけるすべての特許訴訟の取下げがなされて終了したと報じられたアップルとサムスンの携帯電話・タブレットを巡る知財紛争は、国際的な経済活動をしている企業同士の知財紛争の典型例であり、この紛争において、世界各国の裁判所がどのように利用されたかは興味深いところである。マーケットの大きな米国の裁判所に訴えが提起されたのは当然であるが、アジアでは日本、EUではドイツ等の裁判所に多数の訴え及び仮処分の申立てがされたようである。日本では、東京地裁に対し、合計7件の本案訴訟と合計10件の侵害差止めの仮処分が申し立てられており、そのうち判決や決定がなされ、知財高裁に控訴が提起されたものが合計4件、即時抗告の申立てがなされたのが合計8件であり、知財高裁では、控訴事件については3件の判決、仮処分の抗告事件については5件の決定がなされている。一審の東京地裁に対し提起された本案訴訟や仮処分の申立ての件数は、世界的に見てもかなり多く、また、迅速に裁判所の判断がされた結果、大合議判決も含め、高裁レベルの判断までされていることは、世界的に見ても特筆すべきであろう。

日本の知財訴訟は、知財関係者の努力もあって、より成熟化しつつあり、知財高裁としては、今後も、より一層、適正迅速な裁判の実現に努めるとともに、英語での国際的な情報発信、欧米諸国及びアジアの各国などとの活発な意見交換に努め、知的財産権の保護に関して司法の果たすべき役割を果たしていくことが期待される。

9) 国際交流の様子は、知財高裁ウェブサイト中の「トピックス」に写真付きで掲載されている（日本語サイト、英語サイト）。

10) 効果的な情報発信のため、日本語・英語を並記した知財高裁パンフレットも有効に活用しており、ウェブサイトにもPDF形式で掲載している（日本語サイト、英語サイト）。